

飯塚市立図書館システム更新業務委託プロポーザル実施要領

飯塚市教育部生涯学習課

令和 8 年 1 0 月

1 業務概要

(1) 業務名

飯塚市立図書館システム更新業務委託

(2) 業務の目的

現行システムのサポート終了に伴う更新であり、データ量の増大に起因する処理速度の低下や動作の不安定化を解消して窓口業務の円滑化を図ることを目的とする。あわせて、セキュリティを強化することにより、安全かつ安定的な図書館サービスの継続的な提供を実現する。

(3) 業務内容

別冊「飯塚市立図書館システム更新業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 31 日まで

(5) 履行場所

飯塚市 飯塚外 4 箇所 地内

2 業務に要する費用（見積限度額）

23,500,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

3 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 飯塚市有資格者名簿(以下、「名簿」という。)に登載されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年飯塚市告示第 28 号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外の者にあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当しないこと。
- (3) 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年福岡県条例第 59 号)に規定する暴力団または暴力団員等ではないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者で

ないこと。

- (7) 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- (8) 国または自治体において、図書館システム更新業務受託またはこれに類似する業務実績があること。
- (9) 福岡県内に本社、支社、支店などの事業所を開設していること。
- (10) プライバシーマーク等個人情報の管理に関する認証を取得していること。(認定個人情報保護団体の対象事業者であること。)
- (11) 品質マネジメントシステム (QMS (ISO9001))、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) ISO/IEC27001 を取得していること。

4 説明会

説明会は実施しない。

5 質問票の受付

本業務委託に関する質問は、「様式 6 質問票」(以下「質問票」という。)に記入し、下記の内容にて提出すること。なお、以下の内容以外での質問は一切受け付けないものとする。

- (1) 質問票提出期限は、令和 8 年 10 月 26 日 (月) 17 時 15 分とする。
- (2) 質問は、質問票の様式を用いて電子メールで提出すること。
- (3) 電子メールの標題は、「プロポーザル質問票」とすること。
- (4) 質問票の形式は、MicrosoftWord 形式とする。
- (5) 質問票は電子メールに添付し、「17 担当部署」に記載のメールアドレスへ送信しその旨を電話にてすみやかに連絡すること。

6 質問票に対する回答

受付したすべての質問については、質問者の名前を伏せ、令和 8 年 10 月 28 日 (水) までに飯塚市公式ホームページに掲載するものとする。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により必要書類を提出すること。なお、その提出を以って、本実施要領及び仕様書を承諾したものとみなすものとする。

- (1) 提出期限、部数

ア 提出期限：「11 実施スケジュール」のとおりとする

イ 部数：下表のとおりとする。

No.	提出書類	提出部数	備考
1	参加表明書(様式1)	1 部	
2	業務実績調書(様式 4)	1 部	

3	役員名簿（様式 7）	1 部	
4	委任状（任意様式）	1 部	支店等に参加手続き等の委任を行う場合のみ。
5	履歴事項全部証明書（写し可）	1 部	法人の場合
6	代表者の住民票及び身分証明書（写し可）	1 部	個人の場合
7	財務諸表（直近の決算のもの）	1 部	
8	国・県・市税の納税証明書（写し可）	1 部	未納がないことが確認できるもの。
9	印鑑証明書（原本のみ）	1 部	
10	会社概要がわかるパンフレット	1 部	会社概要をまとめたものでも可とする。
11	「3 参加資格」（10）及び（11）に記載の認証を取得していることが確認できる書類の写し	各 1 部	

※名簿登載者については、No.3～9 の提出は不要とする。

(2) 提出方法

持参、書留郵便又はレターパック等によること。なお、持参の場合は開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間とし、事前に「17 担当部署」に連絡し、持参予定時間を伝えること。

(3) 提出先

「17 担当部署」参照

8 企画提案書等の提出及び作成要領

(1) 提出期限、部数

ア 提出期限：「11 実施スケジュール」のとおりとする。

イ 部数：下表のとおりとする。

No.	提出書類	提出部数	備考
1	企画提案書（様式2）	11 部	
2	別紙2 図書館システム機能回答書 別紙3 図書館システムデータセンターの設備要件 別紙4 図書館システムサービス・セキュリティ要件	各 11 部	
3	見積書	11 部	
4	見積金額内訳書（任意様式）	1 部	

※No.1～3 は、正本 1 部、副本 10 部とする。

正本にのみ参加希望事業者名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

公平な審査のため、副本には会社名やロゴ等、事業者名が特定される情報を一切記載しないこと。

(2) 提出方法

「7 参加表明書等の提出」と同様とする。

(3) 提出先

「7 参加表明書等の提出」と同様とする。

(4) 作成要領

①企画提案書の内容は、仕様書及び「12 審査基準及び配点」に基づき作成し、審査項目の(1～6)ごとに、必ず審査項目を見出しにして順番に記載すること。

※「7 その他」については、「6 見積金額について」の後に記載すること。

②企画提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。可能な限り、分かりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれも可とする。

③本編は、A4 版、横書き、30 ページ以内、両面印刷(長辺綴じ)とする。ただし、図表等で必要な場合のみ A3 版を織り込んで作成してもよい。

※A3 用紙を使用した場合は 2 ページ分とみなす。

④文字は、11 ポイント以上を使用すること。フォントは任意でよい。

⑤提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記述し、意思表示は、明確にすること。

⑥表紙には、「飯塚市立図書館システム更新業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書」と記述し、正本にのみ、事業者名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

9 プロポーザル参加の辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、すみやかに辞退届(様式 5)を提出すること。

提出方法は、「7 参加表明書等の提出」に記載の「(2)提出方法」と同様とする。

10 審査方法

審査は、飯塚市立図書館システム更新業務委託に係る事業者選定委員会(以下「委員会」という。)5 名において、「12 審査基準及び配点」に基づき採点し、最高得点の提案者を受託候補者として決定する。なお、1 次審査及び 2 次審査においては、提案者名は伏せて審査を行うものとする。

(1) 1 次審査(書類審査)

参加希望事業者が 4 者以上となった場合は、「12 審査基準及び配点」の審査項目 1、2 に基づき判断し、2 次審査参加者を 3 者程度選定するものとする。

(2) 1次審査結果通知

電子メールにより参加希望事業者全員に審査結果を通知する。併せて1次審査通過者には2次審査(プレゼンテーションによる審査)の実施について通知する。なお、参加希望事業者は1次審査の結果の理由について通知日の翌日から起算して7日以内(休日は含まない。)に書面により当該所管課へ説明を求めることができる。

(3) 2次審査(プレゼンテーション審査)

- ①実施日は「11 実施スケジュール」のとおりとする。(実施場所及び時間等の詳細は、電話またはメールにて連絡する。)
- ②プレゼンテーションによる審査を実施する。審査の順番は参加表明書の受付順とする。
- ③参加人数は3名以内とし、配置予定の統括責任者及び本案件を受託する場合の主任技術者は必ず出席すること。
- ④プレゼンテーションの時間は30分以内(説明20分、質疑応答10分)とする。(企画提案者名は伏せて行う)。
- ⑤プレゼンテーションを行うにあたり、パソコン等の機器は企画提案者が準備すること。なお、スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルについては本市で準備するため、使用を希望する場合は事前に申し出ること。
- ⑥企画提案者は、審査中に事業者名が推測・特定できる行為(事業者名の公表、及び事業者名のわかるものの着用・使用等)をしてはならない。これに違反した場合は、2次審査の得点から審査員1名につき5点を減点する。
- ⑦プレゼンテーションの際、追加資料の提出は認めない。なお、当日に新たな資料を提示(画面や端末等で見せることを含む)することも禁止する。
- ⑧委員会については非公開とする。また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立てについては一切受け付けない。
- ⑨採点にあたっては、「12 審査基準及び配点」に基づき、審査委員会において審査を行い、各配点の合計得点が最も高い提案者を受託候補者とする。(※1次審査の実施有無に関わらず同様とする。)

最高得点同数が2者以上あるときは、「審査項目4システム概要」の合計点が最も高い者を選定する。それでもなお同点の場合はくじ引きにより決定する。

なお、審査の結果、最高得点の提案者の総得点数が6割に満たない場合は受託候補者とししない。

(4) 2次審査結果通知

受託候補者には、審査結果を書面で通知する。なお、企画提案者は2次審査(プレゼンテーション審査)の結果の理由について通知日の翌日から起算して7日以内(休日は含まない。)に書面により当該所管課へ説明を求めることができる。

(5) 審査結果等の公表

審査の結果については、飯塚市公式ホームページにおいて以下の内容を公表する。

①受託候補者の名称、所在地、総得点

②受託候補者以外の企画提案者の総得点(社名等は非公開とする。)

11 実施スケジュール

内容	日程
募集開始	令和8年10月16日(金)
質問票提出期限	令和8年10月26日(月)17時15分まで
質問票回答期限	令和8年10月28日(水)
参加表明書等の提出期限	令和8年11月16日(月)17時15分まで
企画提案書等の提出期限	令和8年11月24日(火)17時15分まで
1次審査(参加希望事業者4者以上の時のみ)	令和8年11月25日(水)
1次審査結果通知(1次審査実施時のみ) ※プレゼンテーション実施の連絡含む	令和8年11月26日(木)
2次審査	令和8年12月2日(水)
2次審査結果通知	令和8年12月4日(金)

※日程については変更する場合あり。

12 審査基準及び配点

企画提案書及びプレゼンテーションによる各提案内容及び配点は下記表のとおりとする。

		審査項目	提案内容		配点
一次 審査 項目	1	業務実績について	過去5年間に同規模自治体への図書館システムの運用実績があるか。		5
	2	移行支援	①スケジュール	本業務のスケジュールが示されているか。	5
			②職員研修	図書館システムの研修方法（研修計画）は充実しているか。	5
二次 審査 項目	3	運用保守	①個人情報保護の確保及びセキュリティ	個人情報保護対策等がとられているか。	10
			②問い合わせの対応	問い合わせに対応できる体制が整備されているか。	5
	4	システム概要	①貸出処理	貸出処理が容易に検索・確認できるか。	5
			②返却処理	返却処理が容易に検索・確認できるか。	5
			③資料検索	検索機能が充実しており、職員の任意設定に対応できるか。	10
			④書誌・雑誌・利用者登録	各登録機能が充実しているか。	5
			⑤発注・受入処理	個別の発注ができ、円滑に発注処理を進められるか。	5
			⑥データ抽出	データ抽出、統計作成機能があり、検索処理を行えるか。	10
			⑦蔵書管理	検索、除籍に伴う処理等が行えるか。	5
	5	リスク管理	①不具合及び不測事態発生時の体制	バックアップ体制を具体的に示しているか。地震災害等、不測の事態に対して具体的な対応方法は提案されているか。	10
			②責任所在	本業務に係る者の責任所在が明確化されているか。	5
	6	見積金額について	システム更新にかかる費用【見積限度額：23,500,000円（税抜）】		5
	7	その他	仕様書に記載している項目以外に、さらに有効な提案があるか。		5
					100

13 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該参加希望事業者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合。
- (3) 本実施要領で指定されている事項に反した場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合。
- (6) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年飯塚市告示第 28 号)の規定に該当する行為が認められた場合。
- (7) 本実施要領 2 の「業務に要する費用(見積限度額)」を超える見積金額が提案された場合。
- (8) 提案された業務内容と金額が著しく乖離している場合。

14 契約の締結等

本業務委託の契約については、以下の内容で飯塚市契約規則(以下「規則」という。)に基づき、受託候補者と締結する。

- (1) 契約締結前に、飯塚市と受託候補者の間で提案書の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、提案書の内容の一部を修正する場合がある。
- (2) 受託候補者は、本業務委託の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (3) 契約手続に係る詳細については、規則に従い取り扱うものとする。
- (4) 受託候補者が、契約を辞退したときまたは、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は 2 次審査(プレゼンテーション審査)で順位付けした企画提案者の順に契約交渉を行うものとする。

15 情報公開及び提供

市は、提出された企画提案書等について、飯塚市情報公開条例(平成 19 年飯塚市告示第 28 号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正または適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

16 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び、提出等それらに係る費用の一切は参

加希望事業者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止または日程等を変更することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

- (2) 提出された提案書等は返却しない。また、提出後の差替え及び追加や削除は認めない。
- (3) 提出された提案書等は、他の用途には使用しない。
- (4) 提案書等に含まれる特許権、実用新案権、商標特権の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は企画提案者が負うものとする。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、その一部または全部を無償で使用するものとする。
- (6) 企画提案者は、本プロポーザル実施後、不知または内容不明を理由として、異議申し立てすることはできない。
- (7) プロポーザルの参加表明書等の提出期限(令和 8 年 11 月 16 日)から委員会において選考が終了するまでの間に、審査委員または事務局に対する営業活動は禁止とする。

17 担当部署

〒820-0041 福岡県飯塚市飯塚 14 番 67 号(イイズカコミュニティセンター)

飯塚市教育部生涯学習課(担当：中央公民館・図書館係 松尾・黒川)

電話 0948-22-3274(直通)又は 0948-22-5500 内線 6455

FAX0948-22-3609

E-mail : shougai@city.iizuka.lg.jp